

鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画（案）へのパブリックコメントの実施結果について

平成27年3月10日
長寿社会課

1 意見募集の方法

(1) パブリックコメントの実施

- 意見募集期間 平成27年2月16日（月）から同年3月6日（金）まで
- 周知方法等
- ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口等における概要チラシの配架
 - ・介護サービス事業所等への意見募集の通知（事業所関係法人への一斉メール等による）
 - ・報道機関への資料提供
 - ・新聞広告の掲載

(2) 各種説明会・会議等での説明

労働安定センター事業者説明会	2月13日（金）	約 50人
西部事業者勉強会	2月14日（土）	約 90人
隣保館指導者研修会	2月19日（木）	約 30人
鳥取県民児協評議員会	2月25日（水）	約 60人
鳥取県医療社会事業協会中堅者研修	2月28日（土）	約 30人
地域包括ケア推進講座	3月 4日（水）	約100人
介護予防従事者研修会	3月 4日（水）	約100人

2 受付意見数

5件（5個人）

<内訳>

適切な介護保険の利用に関する意見	1件
介護サービス事業者の指導・監査に関する意見	2件
高齢者の住まいに関する意見	1件
その他	1件

3 主な意見及びその対応方針

意見	対応方針
生活課題を有する者（孤立、生活困窮等）や軽度要介護者の住まいとして今後の地域包括ケアの中でも軽費老人ホームの役割は重要になってくると考える、計画の中で位置付けて欲しい。（1件）	高齢者単身世帯や、介護度は低いものの低所得であり、また身体上の理由から居宅での生活が困難な高齢者を支える施設としては、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、従来のケアハウス）等があります。このような高齢者が将来にわたり住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、市町村や事業者と協議の上、住まいの場を確保していくこととしています。
居宅支援事業所における正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りや居宅サービスの囲い込みや特養などの介護施設での介護報酬請求が適正かどうかなど疑問点がある。適正な制度運営を求める。（1件）	引き続き居宅介護支援事業所への個別・集団指導に取り組みます。なお、平成25年度からは、ケアプラン点検を行う専門員派遣事業を行っている。また、介護報酬改定の中で、来年度から特定事業所への集中減算が厳格化されることから、その適正な運用も行っています。
介護施設の運営について適正な運営を担保いただきたい。（2件）	引き続き、給付費適正化事業と介護事業所への指導に努めます。